特定疾患治療研究事業委託契約書

　和歌山県（以下「甲」という。）と受託者　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、和歌山県特定疾患治療研究事業実施要綱（以下「国指定要綱」という。）及び和歌山県指定特定疾患治療研究事業実施要綱（以下「県指定要綱」という。）に基づく事業の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第１条　甲は、国指定要綱及び県指定要綱に定める治療研究事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託事業対象者）

第２条　委託事業対象者は、国指定要綱第４条及び県指定要綱第４条に規定する対象患者であって、知事の承認を得ている者とする。

２　乙は、患者に対して、特定疾患医療受給者証の提示を求めることとする。

なお、委託事業の対象は、特定疾患医療受給者証に記載の疾患（受給者番号の上２桁で疾患名を表示）及び承認期間とする。

（委託事業の補助の範囲）

第３条 乙が委託事業に係る費用について、甲に請求できる額は、国指定要綱第５条及び県指定要綱第６条に定める範囲とする。

（委託事業費の支払）

第４条　前条の費用については、乙が国指定要綱第１１条第１項及び県指定要綱第１０条第１項の規定に基づき、甲から別途委託を受けた和歌山県社会保険診療報酬支払基金等、委託事業費の審査支払機関に請求するものとする。

（協力）

第５条　乙は、甲から委託事業について、調査又は報告を求められたときは、これに応じるものとする。

（契約期間）

第６条　この契約期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

　　ただし、契約期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも相手方に対し特段の意思表示をしないときは、更に１年間この契約を更新したものとみなし、その後もまた同様とする。

（個人情報の保護）

第７条　乙は、委託事業による個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（その他）

第８条　この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　甲　　和歌山県知事

　乙 　開設者住所

　　　開設者

医療機関住所

医療機関名

別記

個人情報取扱特記事項

第1　法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、和歌山県知事(以下「甲」という。)の定める和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第2　責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3　作業責任者等の定め

1　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。

2　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第4　取扱場所の特定

1　乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。

2　乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第5　教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第6　守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第7　再委託

1　乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2　乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。

3　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第8　派遣労働者等の利用時の措置

1　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9　個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2)　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3)　作業従事者の監督・教育を行うこと。

(4)　個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10　収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11　提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12　複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13　受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14　個人情報の返還、消去又は廃棄

1　乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2　乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3　乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第15　報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第16　監査及び検査

1　甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第17　事故時の対応

1　乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3　甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第18　契約解除

1　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第19　損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。